

2 小型機船底びき網漁業

番号	制限措置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数 (R2.10.30現在の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数 (旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-4-2	手繰第2種 なまここぎ 網漁業	0隻 (9隻)	3トン未満	48キロワット (15)以下	共第3号の共同漁業権の漁場区域内	11月1日から 翌年の3月31日 日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	定めなし

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、新規の申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- 2 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。